

提出された意見等及び村の考え方

No.	頁	意見の概要	村の考え方
1	30	<p>第5章全体構想 5-1 土地利用方針</p> <p>「市街化調整区域においては、土地利用計画制度を柔軟に活用することにより、集落機能を維持し地域が活性化する取り組みを計画的に進めます。」とありますが、この改正により、どのような建物でも建築できるようになるのでしょうか。</p>	<p>今回の改正では、村の人口維持を図るため、既存集落での住宅、主要道路沿道での産業振興など、集落のコミュニティの活力維持が図れるような土地利用の規制・誘導を考えています。</p> <p>したがって、建物を無制限に建築できるようになるわけではありません。</p>
2	30	<p>5-1 土地利用方針</p> <p>今回の改正のなかで、村内で生活をしていく上で大切なスーパー等の商業施設の立地は可能となりますか。できれば村内に買い物ができる商業施設が欲しいのですが。</p>	<p>市街化調整区域でも、集落内・幹線道路沿いにおいて集落の活力維持が図れるようなスーパーなどの商業施設の立地が可能となります。</p> <p>企業誘致に向けた PR などの取り組みをすすめるとともに、具体的な計画が生じた際には、事業者や地権者と庁内関係課との連携を図り、魅力的なむらづくりを目指します。</p>

3	30	<p>5-1 土地利用方針 (3) 自然環境保全ゾーン</p> <p>「良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、豊かな森林資源の活用を図ります。」と今回新たに記述されているが、村では具体的にどのような活用を想定されているのでしょうか。</p> <p>村域の多くが森林で占められています。この計画改正を機に、森林にたずさわる仕事をしている者としては、これらの森林資源の活用を図り、村の活性化につなげていただきたいと強く要望します。</p>	<p>木材などの森林資源の利用促進が、森林の適切な整備につながり、さらに荒廃した森林を整備することにより、新たな担い手の確保・育成が図られると考えています。</p> <p>具体的には、これまで実施してきました森林環境保全事業に加え、大阪府の森林環境税導入に伴う流木対策をはじめとする森林環境整備事業、さらに本村独自の間伐材搬出補助事業および森林施策への地域おこし協力隊の導入など総合的に荒廃森林の整備・保全対策を進めることで、人口減少に歯止めをかけ集落の機能維持を図り、村の活性化につなげていきたいと考えています。</p>
---	----	--	---